



所得税・市県民税 申告相談のお知らせ

■問い合わせ先 税務課 ☎40-5554

市では、所得税及び市県民税の申告相談を以下のとおり行います。申告を忘れてしまいますと、「各種証明書等を発行することができない」「国民健康保険税の軽減措置が受けられない」等の支障をきたすことがあります。必ず期限内に申告してください。

○受付会場

南河内地区は会場が変更になりましたのでご注意ください。

- ・南河内地区会場（南河内公民館 会議室）
- ・石橋地区会場（石橋庁舎3階 会議室）
- ・国分寺地区会場（国分寺庁舎隣 国分寺公民館内IT研修室）

○受付期間

2月16日(月)～3月16日(月)(土・日を除く)

受付時間は、午前の部は9時～11時、午後の部は1時15分～3時30分です。【日程は10ページのとおり】

■申告相談に必要なもの

- ・印鑑
- ・前年中の収入金額と必要経費のわかる書類（事業所得の収支内訳書や給与・年金の源泉徴収票等）
- ・社会保険料（国民健康保険税、国民年金保険料等）の支払金額を証明するもの
- ・障害者控除を受ける方は、障害者手帳などその障害を証明するもの
- ・その他各種控除を受ける方は、それらの証明書または領収書（医療費控除、住宅ローン控除等）
- ・銀行などの本人名義の口座番号（還付を受ける場合に必要です）

収支内訳書は帳簿等を基に事前に作成しておいてください。
事前に作成されていない方は、申告相談を受付できません。

※医療費は、領収書を集計し、『医療費の明細書』（税務署や国税庁のホームページから入手できます）に記入のうえ、領収書を持参して会場にお越しください。

■その他

- ・例年、書類を忘れてたり、持参せずに会場にお越しになる方が散見されます。必要な書類がございませんと、申告相談ができませんので、必要な書類がそろっていることを事前に確認してから会場にお越しください。（特に年金の源泉徴収票をお忘れになる方が多数いらっしゃいます。年金を受給されている方はご注意ください。）
- ・**譲渡所得（株式・土地等）の申告・青色申告・最初の年の住宅借入金等特別控除（住宅ローン減税）の申告・リフォーム等各種住宅関係の申告・雑損控除の申告・過年度分の申告・贈与税の申告などをされる方は、**栃木税務署（栃木商工会議所大ホール）にて申告してください。